

提案に関する質問について（回答）

草加市児童発達支援センター指定管理業務に係る提案に対する関する質問について、次のとおり回答します。

業務名：草加市児童発達支援センター指定管理業務

1. 募集要領

No.	ページ・項目	質問	回答
(1)	P 2 4 管理運営経費	指定管理料の目安や上限があるならば教えてください。	指定管理料の上限については設定しておりません。 また、指定管理料の支払いについては、原則1年間の指定管理料を4分の1にした金額を四半期ごとに支払います。 今回の選考は、公募型プロポーザル方式により募集要領P 7、16 審査項目を基に選考し、指定管理料については(14)運営、事業遂行等の効率性で評価します。
(2)	(1) 指定管理料の支払	「～予算の範囲内で四半期ごとに支払います。」とありますが、金額はいくらになりますか。	
(3)		指定管理料について、金額はお示しいただけますか。 それとも、指定管理料の設定も含めての入札となりますか。	
(4)	P 6 1 3 収支予算書の作成に当たって	収支予算書を提出することとなっていますが、市の指定管理の金額として上限設定はありますか。	
(5)	P 5 9 申請に必要な提出書類	社会福祉法人に準拠した書類の提出を求めているようですが、株式会社では作成が任意のため手元にない書類もあります。代わりに該当する書類の提出が必要か（その場合どのような書類が該当するのか）、それとも提出なしでよろしいですか。 (例) (8) 団体の直近3年度の収支予算書及び事業計画書 (9) 団体の直近3年度の事業報告書 (10) 前事業年度の財産目録 など。	株式会社の場合は、直近3か年の財務諸表3表の提出をお願いします。
(6)	P 6 1 0 提出部数等	20部の内、原本1部以外（19部）について、会社名等がわかる情報に黒塗り等の処置はしなくてもよろしいですか。また、提出書類について各様式に付随する図表などを添付してもよろしいですか。その場合別表として各様式の間差し込んで問題ないですか。	黒塗り等の処置は不要です。 また、図表などを添付しても問題ありません。
(7)	P 8・P 9 1 8 開設準備等	事務の引継ぎについては、どのようにお考えですか。	事務の引継ぎについては、募集要領P 8～P 9に記載する引継ぎ期間及び内容に沿って新園舎での引継ぎを行うことを想定しています。 P 8からP 9に書かれていること以外については、提案いただきたい内容となりますので、業務引継ぎを様式4-10でお示しください。
(8)		「引継ぎに係る参考見積書（積算書）」を作る際に、人件費以外で、採用にかかる広告費、パソコン等初日から必要な備品等も見積りに含めてよろしいですか。	引継ぎ業務委託に係る適正な費用であれば見積りに含めることができます。
(9)	様式4-9 事業運営について	募集要領指定申請書 様式4-9 事業運営について（保育所等訪問支援、障害児相談支援事業・特定相談支援事業相談支援）タイトルにおいて最後の「相談支援」は何を指していますか。	表記の誤りとなりますので、「保育所等訪問支援、障害児相談支援事業・特定相談支援事業」に訂正させていただきます。
(10)	様式4-11 経理について	「1 管理料の管理方法」「2 実費の考え方・・・」とありますが、この「管理料」は募集要領P 2の指定管理料のことを指しますか。また、「管理方法」とはどのようなことを問われていますか。	管理料とは、あおば学園の運営に関するすべての収入・支出を指します。管理方法とは、この管理料の出納状況などの日常的な管理方法について示していただくことを意味しています。

1. 募集要領

No.	ページ・項目	質問	回答
(11)	様式5 収支予算書	様式5 収支予算書においては収入の部について利用料金収入と指定管理委託料となっていることから、給付費請求業務は指定管理者で行うが、給付費は市の歳入でそれも含めて指定管理料として指定管理者に支払われるという考えでよろしいですか。	給付費は指定管理者の収入とします。 あおば学園の運営費は、給付費及び市が支払う指定管理料を併せた金額で賄うこととします。
(12)	様式5 収支予算書	収支予算書の作成に当たって、現在当方で実施していない事業（相談支援事業など）が含まれているなど、収支予算書の作成が難しいです。過年度のあおば学園の人件費、事業費、管理費などは教えていただけますか。	直営であるため、あおば学園の運営に関する部分に特化した収支予算書はありません。 参考に直近3か年分の事業費（当初予算）は次のとおりです。 ・令和2年 46,949千円 ・令和3年 48,148千円 ・令和4年 45,425千円 なお、この事業費（当初予算）については、あおば学園と児童発達支援センター支所を併せたもので、建替工事にかかる諸費用は除いています。 また、これらの事業費や草加市子育て支援センター業務概要令和3年度に掲載している事業費（当初予算）については、正規職員の人件費は含まれておりません。

2. 仕様書について

No.	ページ・項目	質問	回答
(1)	P3 8 業務内容 (1)条例第3条に掲げる事業の実施に関数すること ①児童発達支援	知的障害児35人・肢体不自由児10人と設定されているが、ニーズや地域の実状に合わせて内訳を都度変更することは可能ですか。 また、トータル45人となりますがこれは一体で41人から50人の報酬単価で予算立てすることで間違いありませんか。	原則内訳を変更することは考えていませんが、今後の社会情勢やニーズによって知的障がい児と肢体不自由児の内訳を変更する可能性はあります。 定員が45人になりますので、報酬単価は定員41人から50人で計算することになります。
(2)		新園舎開園は令和6年1月となっていますが、肢体不自由児の受け入れは指定管理の令和7年度からということですか。 また、新園舎において訓練機器等が新たに導入される予定はありますか。	肢体不自由児の受け入れは令和7年4月からです。 新園舎には新たに吊り下げ遊具を導入する予定です。
(3)		肢体不自由児等の受け入れについて、親子通園を基本とされていますか。	受け入れ当初については、親子通園を基本としています。
(4)		現在の入園検討委員会はどれくらいのペースで実施していますか。メンバーの医師には子育て支援センター医師が参加してくれますか。	4月入園児に対し、年1回実施しています。定員に空きがあり、年度途中であっても、入園申し込みがあった場合は随時実施しています。 また、現在は子育て支援センター医師が参加していますが、「あおば学園の嘱託医として」の参加です。「子育て支援センター医師」として参加することは想定していません。

2. 仕様書について

No.	ページ・項目	質問	回答
(5)	P 7 8 業務内容 (3)施設及び設備の維持管理等に関する こと ⑤通園バス維持管理業務	業務内容中に⑤通園バス維持管理業務についての記載がありますが、バスは設備として市からの貸与品と考えてよろしいですか。 その上で、運転士やバス維持管理業を委託して第三者で行う事は可能と考えてよろしいですか。	通園バス2台は、貸与品となります。 搭乗可能人数はバス1台あたり大人4人（運転手を含む）、子ども37人です。 運転士やバス維持管理業務については、第三者委託が可能です。 現在の送迎バスの運転手委託は、市では毎年公募での契約を行っています。指定管理後の委託についての可否については、業者間の調整となります。 通園バス以外の貸与車両はありません。
(6)		「⑤ 通園バス維持管理業務 通園バスの故障を防ぎ、安全に運行できるよう維持管理するために車両整備等、必要な業務を実施すること。ただし、自動車検査（道路運送車両第61条第1項に基づく継続検査）は市が実施する。」 仕様書内、上記等の記載から、通園バスは草加市所有の車両を使用できるものと認識していますが間違はありませんか。	
(7)		「通園バス2台」とありますが、搭乗可能人数は運転手、添乗員を含めて何人でしょうか。 また 現在送迎バスの運転手を委託されていますが、引継ぎ後も継続して委託することは可能でしょうか。 障害児相談支援事業および保育所等訪問支援事業についても、業務用車両が必要と考えます。通園バスのように貸与車両はありますでしょうか。	
(8)	P 8 8 業務内容 (4)その他に関する こと ④賠償責任及び保険契約等	賠償責任保険についての規定はありますでしょうか。 賠償金額などの詳細を教えてください。	指定管理者が業務上の瑕疵による賠償にかかる適正な保険に加入していただく必要がありますが、規定はありません。 なお、指定管理者が業務上の瑕疵による事故等が発生し、賠償額が保険金額を上回る場合、上回った額は指定管理者の負担となり、その際に指定管理料の上乗せを行わないものとします。同様施設の事例等を参考にして賠償金額を設定してください。
(9)	P 9 8 業務内容 (6)その他あおば学園の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に関する こと	今公募段階ではなく指定期間途中での新たなニーズに対して、指定管理内の業務で対応できない場合、新たなサービスを自主事業として指定を受けて運営することは可能ですか。 またその場合料金徴収等において、設置管理条例等に抵触しますか。	草加市児童発達支援センター設置及び管理条例第3条第5項「その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。」に関する項目については、市との協議の上、運営することがあります。それ以外の自主事業については、行うことはできません。 また、費用徴収についても市との協議の上、徴収できる場合があります。

2. 仕様書について

No.	ページ・項目	質問	回答
(10)	P 9 10 職員の配置 (2) 支援に必要な職種と主な役割	<p>本提案では現行法をベースに予算立てを行うこととなりますが、法改定により、報酬等に変更があった際、指定管理料へ反映されますか。または協議の上変更等は可能でしょうか。</p> <p>加えて、人員配置基準なども新たに国から示された場合には協議となりますでしょうか。仕様書が優先になりますか（特に経過措置などがある場合）。</p>	<p>国の基準の変更等により、報酬の改定や人員配置等の変更があった場合、指定管理者と市との協議を経て、協定の変更を想定しています。また、人員配置基準などについて、経過措置がある場合でも速やかに基準が満たせるように協議を行いたいと考えています。</p>
(11)		<p>児童発達支援および保育所等訪問の管理者、児童発達支援管理責任者の人数について、どちらも兼務が可能と記載がされていますが、同じ事業内での兼務が可能なのか、それとも同じ職種での兼務が可能なのでしょうか。最低数として、児童発達支援管理責任者は2人必要と考えた方がよろしいですか。</p>	<p>兼務については、質問に挙げられているすべての役職を兼務することは可能ですが、最低2人以上の人員を配置してください。（どの役職を兼務するかは問いません。）</p>
(12)		<p>医療職や専門職の採用につきまして、草加市 子育て支援センター等からの紹介や協力は頂けますか。</p>	<p>指定管理者が職員を揃えることが前提ですが、現職員の中で、引き続きあおば学園で勤務したい意向のある職員を紹介することは可能です。</p>
(13)		<p>相談支援事業における相談支援専門員補助員の職種は、保育士、児童指導員と考えてよろしいですか。</p>	<p>相談支援専門員補助員については、職種は問いません。適正に業務を遂行できる職員配置をお願いします。</p>
(14)		<p>嘱託医（健康診断）、歯科医師（歯科健診）に関しては、当法人で人材を確保が必要ですか。草加市子育て支援センターの医師などご相談は可能ですか。</p>	<p>現在、あおば学園の嘱託医は、草加八潮医師会を通じて嘱託医師などの依頼をしております。今回の指定管理においても同様に、草加八潮医師会、草加市歯科医師会へ相談いただき、嘱託医師の相談や配置を検討いたします。</p>
(15)		<p>嘱託医については、現在の子育て支援センターの提携医にお願いすることをお考えですか。また、市として嘱託医に対する報酬金額について規定はありますか。</p>	<p>現在、嘱託医の報酬については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例にて月額54,000円と定められていますが、指定管理後につきましては、条例の適用はされません。</p>

3. その他

No.	ページ・項目	質問	回答
(1)	—	現在の非常勤保育士の時給、もしくは月給をご教示ください。	草加市では非正規雇用の職員として会計年度任用職員がおりますが、あおば学園で働く会計年度任用職員の保育士の給料は、フルタイム職員が月額18万6,136円～21万0,834円、パートタイム職員が時給1,209円～1,405円です。
(2)	「草加市子育て支援センター業務概要 令和3年度」 P3 1 事業費（当初予算）推移	事業費の推移で平成26年度以降あおば学園の事業費がわからなくなっている。差し支えなければあおば学園運営事業の予算の推移を教えてください。また平成22年度～平成25年度のあおば学園の運営事業費だけでは児童発達支援センターの経費をすべて賄うことはできないと考えますが、他に要している事業費はサービス報酬で賄ったと考えてよろしいですか。	直近3か年分の事業費（当初予算）についてお答えします。 ・令和2年 46,949千円 ・令和3年 48,148千円 ・令和4年 45,425千円 なお、この事業費（当初予算）については、あおば学園と児童発達支援センター支所を併せたもので、建替工事にかかる諸費用は除いています。また、これらの事業費や草加市子育て支援センター業務概要令和3年度に掲載している事業費（当初予算）については、正規職員の人件費は含まれておりません。 なお、児童発達支援センター支所は平成26年から開所しております。
(3)		草加市子育て支援センター業務概要・令和3年度の資料を拝見した中で、P3の事業費の推移にて、令和3年度の金額が急に高額になっていますが、その理由及び現在の収支の詳細について教えてください。	令和3年度の予算額が高額になっている理由は、令和3年度からあおば学園の園舎の解体工事及び建設工事が開始となったため、通常の運営費に工事費が加算された金額となっております。
(4)	「草加市子育て支援センター業務概要 令和3年度」 P4 2 各事業主要業務実績推移	児童発達支援センターあおば学園における児童発達支援利用件数が書いていない。差し支えなければあおば学園での平成22年～令和3年までの年間の児童発達支援事業延べ利用人数の推移を教えてください。	直近3か年の延べ利用人数についてお答えします。 ・令和2年 6,327人 ・令和3年 5,916人 ・令和4年 5,980人
(5)		直近3か年の利用率と収支報告書をお示しいただけますか。	直近3か年の利用率についてお答えします。 ・令和2年 85% ・令和3年 90% ・令和4年 82% また、収支報告書については、直営であることから作成しておりません。